

事務連絡
平成15年5月19日

日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について

標記について、別添のとおり各地方社会保険事務局、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。



事 務 連 絡
平成15年5月19日

地方社会保険事務局
都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

都道府県老人医療主管部（局）

老人医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について

「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成14年3月厚生労働省告示第71号）及び「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成14年3月厚生労働省告示第72号）については、「診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）及び老人診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第72号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成14年3月8日付保発第0308001号）等により4月1日より実施しているところであるが、今般、歯科診療報酬点数表の取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめましたので、参考までに送付いたします。

(問1) 歯周疾患継続総合診療料の算定開始から1年を経過後に、ごくまれな場合として歯周基本治療により病状の改善が見込めない部位が生じ、例えば1、2歯程度の歯周外科手術を実施した場合には、歯周外科手術料を算定することができるか。

(答)

歯周疾患継続総合診療料の算定に係る治療を中止した場合に限り、算定することができる。

(問2) 歯周疾患継続総合診療料の算定開始から1年を経過後に、歯周疾患継続治療診断料を算定したときに、歯周疾患のメンテナンス治療の継続を判断するために必要と考えられる歯科エックス線撮影等を実施した場合には、その費用を算定することができるか。

(答)

算定することができる。

(問3) 歯周疾患継続総合診療料の算定開始から1年を経過後に、歯周疾患継続治療診断料を算定したときに、歯周疾患のメンテナンス治療の継続が必要と判断される場合には、歯周疾患継続治療診断料を算定した日と同一日に、歯周疾患継続総合診療料も算定することができるか。

(答)

治療計画に継続性が認められる場合には、双方をあわせて算定することができる。

(問4) 歯周疾患継続総合診療料を毎月算定している場合には、歯周基本治療及び指導管理を実施するにあたり、毎月、歯周組織検査を実施する必要があるか。

(答)

歯周疾患継続総合診療料算定による歯周基本治療及び指導管理を実施するにあたっては、患者の症状に応じて、歯周組織検査を実施する必要がある。

(問5) 歯周疾患継続総合診療料を算定した月と同一月に、口腔内写真検査を実施した場合は、その費用は、歯周疾患継続総合診療料の所定点数に含まれるのか。

(答)

そのとおり。

(問6) 歯周疾患継続治療診断とあわせて実施される歯周組織検査時において、歯周疾患のメンテナンス治療に係る継続治療計画又は患者への説明資料の作成等の一環として、口腔内写真検査を実施した場合には、その検査の費用の算定は認められるのか。

(答)

そのとおり。

(問7) 歯周疾患継続総合診療料を算定している期間に、急性歯根膜炎により治療が必要となった場合には、急性歯根膜炎の治療に必要な処置、投薬等の費用を別に算定することができるか。

(答)

算定することができる。この場合、診療報酬明細書の摘要欄に当該疾患の状態を記載すること。

(問 8) 車いすの利用者で通院が困難な患者については、歯科訪問診療料の算定が認められると考えて差し支えないか。

(答)

通院が困難な患者については歯科訪問診療の対象となると考えるが、通院困難であるか否かは、個々の症例毎に適正に判断していくこととなる。

(問 9) 平成 15 年 4 月 1 日より実施された「特定機能病院の入院医療の包括評価」において、歯科治療のために入院した患者の取扱いはどうなるのか。

(答)

「特定機能病院の入院医療の包括評価」は、医科点数表に定める費用に係る療養を対象とする。

(問 10) 歯科点数表第三章に定める経過措置によると、一般病棟に係る特定機能病院入院基本料は、平成 15 年 3 月 31 日までに限り算定できるとされているが、歯科治療のために入院した患者については、本年 4 月以降も従来と同様に特定機能病院入院基本料を算定することができるか。

(答)

算定することができる。

(問 11) 「特定機能病院の入院医療の包括評価」において、包括評価対象患者が同一病院に併設する歯科外来を受診した場合は、当該歯科外来の費用は、従来どおり、歯科点数表により算定するのか。

(答)

そのとおり。